

## 岩手県ダンススポーツ連盟入会金及び会費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき入会金、会費及びサークル加盟料について必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 本連盟に新規に加盟する認定サークルの届出会員は、次に定める入会金を納めなければならない。

入会金 1000 円

2 前項に規定する入会金は、理事会の決定により徴収を猶予することができるものとする。

(会費)

第3条 本連盟に加盟する認定サークルの届出会員は、次に定める会費を年度ごとに納めなければならない。

年会費 1000 円

2 前項に規定する会費は、理事会の決定によりこれを免除し、又は減額することができるものとする。

(サークル加盟料)

第4条 本連盟に加盟する認定サークルは、次に定める加盟料を納めなければならない。

サークル加盟料 10000 円

2 前項に規定する加盟料は、理事会の決定により徴収を猶予することができるものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項は、金額については本連盟の総会において、その他の運用等に関する事項については、理事会においてその都度定める。

附 則

この規程は、平成16年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。